

大船渡地区環境衛生組合議会会議録

令和 6 年 1 2 月 2 5 日招集

第 3 回 臨 時 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第9号

令和6年大船渡地区環境衛生組合議会第3回臨時会を次のとおり招集する。

令和6年12月18日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

1 期 日 令和6年12月25日（水）午後1時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和 6 年大船渡地区環境衛生組合議会

第 3 回 臨時 会 議 事 日 程 表

議事日程第 1 号

令和 6 年12月25日（水） 午後 1 時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（9名）

議長	西風 雅史 君	副議長	佐々木信一 君
1 番	岡澤 駿 君	2 番	渡辺 徹 君
5 番	金野 千津 君	6 番	船砥 英久 君
7 番	山本 和義 君	8 番	森 操 君
10 番	今野 善信 君		

欠席議員（1名）

4 番	森 亨 君
-----	-------

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	渕上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	引屋敷 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木 康代 君
住田町住民税務課長補佐	高木 宏二 君 ※代理出席

事務局出席者

書記	佐々木 伶 君
書記	新沼 宏平 君

○議長（西風雅史君） ただ今から、令和 6 年大船渡地区環境衛生組合議会第 3 回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、9 名であります。

欠席の通告は、4 番森亨君であります。

○議長（西風雅史君） ここで、議事日程に入る前に、諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、「令和 6 年度 10 月分」の一般会計並びに歳計外現金の例月現金出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（西風雅史君） それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の「議事日程第 1 号」により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（西風雅史君） 次に、日程第 1、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、規定により、議長から、8 番森操君、9 番佐々木信一君の両名を指名いたします。

次に、日程第 3、議案第 1 号「一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、議案第 1 号について説明いたします。

議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、「一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。岩手県の例に準じまして、一般職の職員の給与を改定しようとするものでございます。今回の改正は、令和 6 年 10 月の岩手県人事委員会勧告に準じまして、行うものでございます。なお、当組合を構成する大船渡市及び住田町におきましては、いずれも本条例案同様の規定としているところであります。

条例案につきましては、別紙にてお配りしております「管理者提出条例議案」をお開き願

います。

内容につきましては、別紙の「議案第1号説明要旨」により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の1ページをお開き願います。

議案第1号説明要旨。1、本則。第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。第22条、令和6年12月期について、定年前三任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の68.75から100分の71.25に引き上げるものでございます。第23条、令和6年12月期について、正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の110に引き上げるとともに、定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の48.75から100分の51.25に引き上げるものでございます。別表第1、行政職の職員の給料月額を引き上げるものでございます。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。第22条、令和7年4月1日以降の定年前三任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の70に改めるものでございます。第23条、令和7年4月1日以降の正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の105に改めるとともに、定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の50に改めるものでございます。

第3条、大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。第7条、特定任期付職員の給料月額を引き上げるものでございます。第8条、特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に引き上げるものでございます。

第4条、大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。第8条、令和7年4月1日以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の172.5に改めるものでございます。

2ページをお開き願います。2、附則。第1条、この条例の施行期日等を定めるものでございます。第2条、令和6年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整について定めるものでございます。第3条、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすことを定めるものでございます。第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で提出者の説明を終わります。

次に、「議案第1号」について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第1号」について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第1号」は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもって、「令和6年大船渡地区環境衛生組合議会第3回臨時会」を閉会といたします。

本日はたいへん、ご苦労さまでした。

午後1時9分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員